

# News Release

CONCORDIA  
Financial Group

2022年5月25日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 大矢 恭好

コード番号 7186 東証プライム市場

## 取締役等に対する株式報酬制度の継続に関するお知らせ

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 大矢 恭好）は、2022年5月25日開催の取締役会において、2017年度より導入している信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」）を継続するにあたり、本制度にかかる信託期間の延長および信託への追加拠出について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本制度の詳細につきましては、2017年5月12日付ニュースリリース「取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について」および2019年5月30日付ニュースリリース「取締役等に対する株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本制度の継続

- (1) 当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ）および委任契約を締結している執行役員に対し、当社の株主の皆さまと利害を共有し、当社グループ全体の持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的に、攻めのガバナンスを実践する報酬制度として本制度を導入しております。本制度は、当社の子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行（以下「子会社」。また、当社と子会社を併せて「対象会社」）の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。以下同じ。）および子会社と委任契約を締結している執行役員についても対象としています（当社を含めた対象者を総称して、以下「取締役等」）。
- (2) 本制度は、信託を活用した仕組み（以下「株式交付信託」）を採用しています。株式交付信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）を取締役等に交付または給付（以下「交付等」）する制度です。当社は、退任後に役位に応じて当社株式等を交付等するもの（以下「信託Ⅰ」）と、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等を交付等するもの（以下「信託Ⅱ」）との2種類の制度を導入しています。

- (3) 今般、当社は、2023年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として本制度を継続するとともに、本制度の継続にあたり、株式交付信託の信託期間を延長します。なお、当社は、役員報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、独立社外取締役のみで構成する報酬・人事委員会を設置しています。本制度の継続については、報酬・人事委員会の審議を経ていきます。

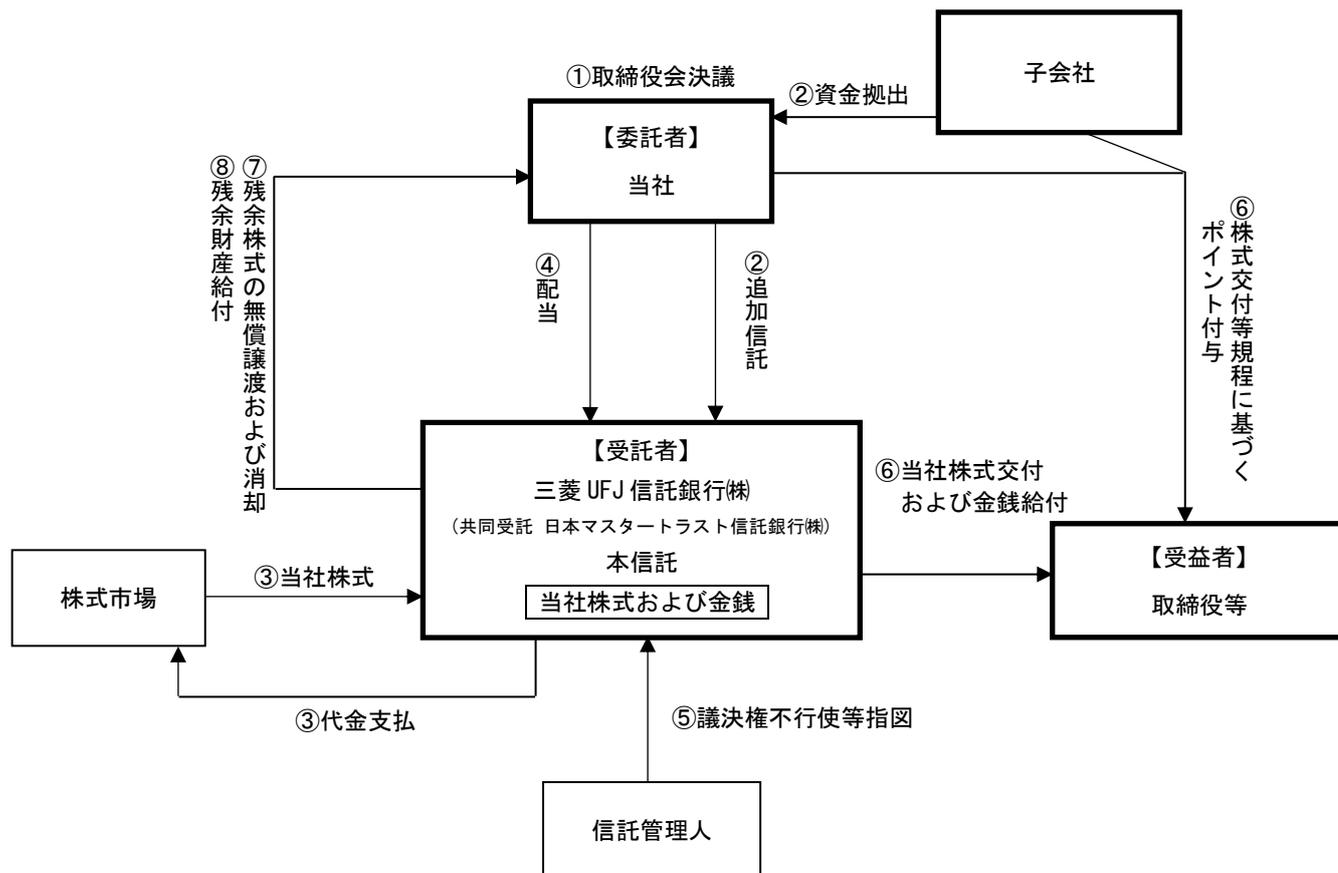
## 2. 信託期間延長後の株式交付信託の内容

	「信託Ⅰ」	「信託Ⅱ」
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	対象会社の取締役等に対するインセンティブの付与	
③委託者	当社	
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤受益者	対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者	
⑥信託管理人	対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託契約日	2017年8月4日	
⑧信託変更契約日	2022年8月4日（予定）	
⑨信託の期間※	2017年8月4日～2025年8月31日	
⑩制度開始日	2017年9月1日	
⑪議決権行使	行使しない	
⑫取得株式の種類	当社普通株式	
⑬追加信託金の上限額	1.6億円（対象会社全体：5億円） （信託報酬および信託費用を含む）	2.54億円（対象会社全体：8億円） （同左）
⑭株式の取得時期	2022年8月8日～2022年8月31日	
⑮株式の取得方法	株式市場から取得	
⑯帰属権利者	当社	
⑰残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

※信託期間終了日が営業日でない場合は翌営業日とします。

(ご参考)

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、取締役会において信託期間の延長を決議しています。なお、対象会社は本制度に関する株式交付等規程を制定済みです。
- ② 子会社は、2017年株主総会の決議により承認を受けた範囲内で、当社に金銭を拠出します。当社（委託者）は、2017年株主総会の決議により承認を受けた範囲内の金銭に、子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に追加信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者として、取締役等の退任後に当社株式等の交付等を行う信託（「信託Ⅰ」）および当社グループの中期経営計画の期間に対応した3事業年度（以下「対象期間」）の終了後に当社株式等の交付等をおこなう信託の信託期間を延長します。
- ③ 信託Ⅰおよび信託Ⅱ（以下「本信託」）の受託者は、信託管理人の指図に従い、上記②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。
- ④ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様におこなわれます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、取締役等（受益者）は、対象会社の株式交付等規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当

額の金銭を受領します。

- ⑦ 対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式（信託Ⅰについて、信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任後に交付等を行うことが予定される当社株式を除く）を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

- ※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。
- ※ 今般の追加信託では、上記③における当社株式の取得を株式市場から実施する予定ですが、2025年の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続する場合には、株式の追加取得を行う際、当社（自己株式処分）から取得する可能性があります。

以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部 コーポレートコミュニケーション推進室  
（横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室内） TEL：045-225-1141